

『年報社会学論集』 投稿規定

(2000. 4.22 委員会決定)
(2002. 4.27 改訂)
(2003.10.13 改訂)
(2006. 4. 9 改訂)
(2007. 3.25 改訂)
(2010. 6.20 改訂)
(2012.11.15 改訂)
(2016. 4.24 改訂)
(2017. 7.24 改訂)
(2019. 4. 1 改訂)
(2020. 5. 1 改訂)

1. 本誌は、関東社会学会の機関誌であって、原則として年1回発行する。
2. 本誌は、原則として本会会員の社会学関係の研究成果の発表に充てる。
3. 投稿する論文は、博士論文・修士論文・各種報告書等を含め未発表のものに限る。ただし、学会等で口頭発表したもの、学位論文・報告書等の内容を書き直したものについては、その限りではない。また、他学会誌等で審査中または掲載予定となっているものとの二重投稿は認められない。
4. 投稿する論文は、別に定める執筆要項の定める形式・分量に従い、さらにまた、日本社会学会倫理綱領に基づく研究指針を遵守して作成されたものでなければならない。
5. 原則として、論文の投稿資格は、本会会員であって、投稿する当該年度までの会費を投稿時に完納している者に限る。ただし、新入会員の場合には当該年度の大会終了時までに入会申し込みをしていて、会費を投稿時まで完納している者に限る。
6. 前号に論文が掲載されている会員は連続して投稿することはできない。また、一回に投稿できる論文数は単著・共著を問わず1本とする。
7. 投稿者は、11月12日午前0時までに、執筆要項に従って作成された審査用原稿ファイルおよび投稿チェックリストファイルを添付し、以下の事項を本文に記した電子メールを、編集委員会事務局宛に送信する。
 - 1) 氏名(ふりがな)
 - 2) 住所・電話番号
 - 3) 所属・職名(院生等の別)
 - 4) 論文の題名
 - 5) 電子メールアドレス
8. 論文の掲載の可否は、別に定める査読ガイドラインに基づき、編集委員および専門審査委員による審査を経て、編集委員会が決定する。
9. 論文の掲載を認められた投稿者は、指示にしたがって修正したうえ、完成原稿を、指定した期日までに提出する。完成原稿には、執筆者名、所属などを記載する。
10. 論文の掲載順序は、編集委員会が決定する。
11. 期日までに当該年度の編集委員会事務局に送信されなかった原稿は一切受理しない。
12. 本誌に掲載された論文の著作権は関東社会学会に帰属する。本誌に発表された論文等を他の著作に転載(翻訳を含む)する場合には、事前に関東社会学会編集委員会の許可を得なければならない。